



令和7年10月20日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民主の会
代表者名 弓削 勇人、

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分
2 参加者氏名

弓削勇人	中村弘史	吉川厚季	小川未奈子

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「事例で考える議会運営のポイント」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「事例で考える議会運営のポイント」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の発言権とその限界について

議員は、議会で自由に発言できるが、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論はしてはならず、議会の品位を重んじなければならない。また、更に進展するネット社会に適応したネットリテラシーを高め、SNSを活かした言動等を発信する際は、プライバシー侵害のほか、名誉棄損や侮辱、著作権等侵害に特に注意する必要がある。

(2) ハラスメントについて

ハラスメントとは、自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。加害者は、刑事・民事上の責任を問われる場合があり、組織はハラスメントを防げない組織として社会的信用が失墜する。

ハラスメント類型は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントとされており、いずれの行為評価は被害者の主観が出发点であることに留意が必要である。特に、近年、議員や首長の職員に対するパワーハラスメントに関して頻度高く報道され、議員としてハラスメントに該当する行為について改めて認識を高める時期を迎えている。

ア パワーハラスメント要件

・パワハラとは、職場において次の3つの要件を全て満たしたものをいう。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

③ 労働者の就業環境が害されるもの

イ パワーハラスメント該当性における判例上の着目ポイント

・注意指導とパワハラ判断基準は次のとおり。

- ① 業務上の必要性の有無
- ② 人格非難か行動に対するアドバイスか
- ③ 見せしめ的な対応がなされていないか
- ④ 相手の属性や心身の状況を理解した上での指導か
- ⑤ 長時間・繰り返しになっていないか

(3) 質疑応答

問 SNSに縛りをかけることについての見解は。

答 言論の自由において違法となりかねない。

5 感想・所見

市議会議員は、市民を代表して市政に意見を述べる責任と権限を持ち、発言の自由は民主主義の根幹であり、議会内外を問わず尊重されるべきである。

ただし、それらは会議原則や地方自治法上の制約の範囲であることを強く認識し、特にインターネットなどでの発信においては、公人としての立場を自覚し、事実に基づき、公平・誠実な表現を心がけなければならない。自由な言論と責任ある行動の両立こそが、市民に信頼される議会活動につながると考える。

また、ハラスメントに関して、特にパワーハラスメントについて重点的に学びを得たが、改めてパワーハラスメントは意図せず行ってしまうこともあると実感した。議員として立場の力が影響する場面もあり得ることであり、相手の受け止めに意識し、言葉や態度に配慮する重要性を強く感じた。いずれの場面においても互いを尊重し合う関係づくりが、健全な議会運営の基盤だと考える。